

# 131. 景観施策に対する自治体の意識からみた住民参加型景観づくりの可能性に関する研究 —景観の公共性を視点として—

A Study on Possibility of the Participatory Landscape Policy on the Recognition of Local Government  
—From Viewpoint of Publicity in Landscape—

柴田 久\*  
Hisashi Shibata

The change of concept on publicity has been increasingly recognized recently in the field of urban design and city planning. The purpose of this paper is to consider and clarify the causal structure of the effect and problem in a participatory landscape policy. Particularly, it is focused that the publicity in landscape. I did the survey with questionnaire to grasp the trend of the recognition of local governments and analyze those data with Covariance Structure Analysis. The conclusions are as below: 1.The present situations of a landscape policy are grasped. 2.There are multiple effects of between consciousness and space in a participatory landscape policy. 3.Participatory landscape policy and concept is effective in discussing on the formation of the new publicity.

**Keywords :** Landscape Policy, Citizen Participation, Publicity, Covariance Structure Analysis  
景観施策、住民参加、公共性、共分散構造分析

## 1.はじめに

現在、人々の生活環境を巡り、「公共性」に対する考え方方が揺らいでいる。林は90年代を「日本の官僚制度・行政システムの虚像が解体していく10年」であったとし、行政による「公共の独占」の弊害について言及している<sup>①</sup>。これまで受動的であった市民・住民の役割は見直され、本来の公共性を実現すべく、行政との協働によるまちづくり活動への参画が期待されているともいえよう。一方で、多くの公共空間を対象とし、都市環境整備等への住民の生活や感性を組み込んだ手法として、景観デザインや景観行政が実践されて久しい。しかし、前述した公共性の混迷と本格的な市民社会の到来に際し、これまで景観づくりの専門家が掌握していたデザイン・計画技術の市民に対する開示は、以下のような問題を含んでいく。まず、住民・市民の参画した景観計画の効果、問題点が未だ不明瞭であることは大きな問題の一つであろう。このことで、参加型景観づくりそのものの意味が専門家に理解されにくく、評価軸の設定を困難にしている。またこれは、住民参加プロセスの形骸化を助長する危険性を孕んでいるといえよう。近年、住民参加の制度は都市計画、まちづくり領域において拡充される傾向にあり、研究成果の蓄積も進みつつある。しかし、制度に付随して実践される参加型施策の展開が、景観形成にいかなる影響を及ぼすかについて論じたものは未だ少ない<sup>②</sup>。特に空間や意識との繋がりの中で住民参加の有無と景観施策の効果が如何なる関係性を有しているか定量的に論じたものは管見では見られない。

よって本研究では、住民と行政の協働である参加論の

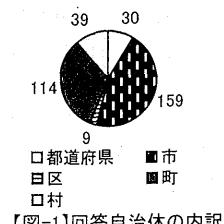
側面として、全国自治体を対象とした景観施策に対する意識調査結果から、住民参加の有無が及ぼす施策の効果、問題点についてその因果構造を定量的に明らかにする。特に本研究では景観の公共性を視点とし、参加型景観づくりの可能性について論考を試みる。

## 2. 調査概要

本研究では、今日における景観施策の動向を把握するため、全国に対する自治体調査を実施し、これらの結果をデータとして分析を行っている。調査対象は先行して行われた調査結果に基づき<sup>③</sup>、666 地方自治体であり、選択回答を中心とした郵送式方法を採用した【表-1】<sup>④</sup>。また回答結果の不明な点については、適宜電話でのヒアリングによる補完作業を行った。ここでは調査対象の定義を「景観及び景観を中心としたまちづくりに貢献する施策活動（条例に基づいた計画策定や各種事業、運動等）」<sup>⑤</sup>とし、各自治体の考える景観施策の性格を最大限収集できるよう最低限の規定に止めた。調査票の回収数は394 (59%) であったが、このうち景観施策の有無について無回答であった自治体を除き 351 (53%) を有効回答票とし、以下に分析を進める【図-1】。

【表-1】調査概要

方法	郵送配布式（期間 00年9/10～10/3）
回答方式	選択回答形式（その他は自由記述）
質問内容	回答結果の不明な点については適宜電話でのヒアリングを行なった
・施設活動の種類・内容	
・施策の策定年度	
・施策における住民参加の有無	
・住民参加の方法	
・住民参加型施策の効果・問題点	
・参加型でない施策の効果・問題点	
・住民参加の必要度 等	



\*正会員 東京工業大学大学院情報理工学研究科 (Tokyo Institute of Technology)

### 3. 景観施策を巡る住民参加の展開

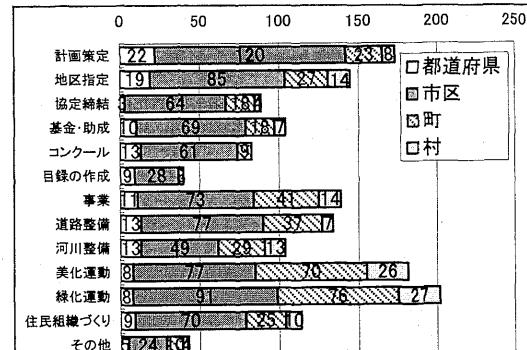
#### (1) 景観施策タイプの全体的動向

まず、現在行っている景観まちづくり施策の種類とその動向を【図-2】に示す。これより全体として最も多かった施策のタイプは、「緑化・花づくり運動（以降：緑化運動）」の 202 (58%) であり、「クリーン作戦・美化運動（以降：美化運動）」181 (52%)、「景観形成基本計画の策定（以降：計画策定）」173 (49%) と続いている。これより、比較的手軽に始められる住民の運動的施策が、多くの自治体で取り組まれている実態が明らかとなった。

「計画策定」では、都道府県、市区の回答割合が高く、町、村は全体の 1/5 程度であることから、規模の小さい自治体では基本計画の策定が行われにくい傾向にあるといえよう。さらに「計画策定」に付随して行われていると推察される「景観形成地区、地域の指定（以降地区指定）」が 145 (41%) と次ぎに多く、「景観・まちづくりに関する事業（以降：事業）」139 (40%)、「景観に配慮した道路整備（以降：道路整備）」が 134 (38%) と、ほぼ同等の回答結果が得られた。一方、「景観形成およびまちづくりのための住民組織づくり（以降住民組織づくり）」は 114 (32%)との回答結果が得られ、「景観保全等を目的とした基金・助成（以降：助成）」104 (30%)、「建築協定の締結」89 (25%)、「コンクール」83 (24%) であった。また、○○百景といった「景観目録の作成（以降：目録作成）」は 40 (11%) と最も低い回答数となっている。ここで、これら施策のうち「景観形成に最も効果を上げているものは何か」について回答を求めたところ、最も多かったのは「計画策定」で 56 回答 (16%) であった【表-2】。施策数の最も多かった「緑化運動」は頻差の 54 回答 (15%) であったが、さらに「地区指定」が 41 回答 (12%) と続いており、「美化運動」は 34 回答 (10%) と全体で 5 位であった。これより、自治体は運動型の施策に比べ、計画や制度による施策展開の方が、景観形成にはより有効であると考えている傾向が看取できよう。

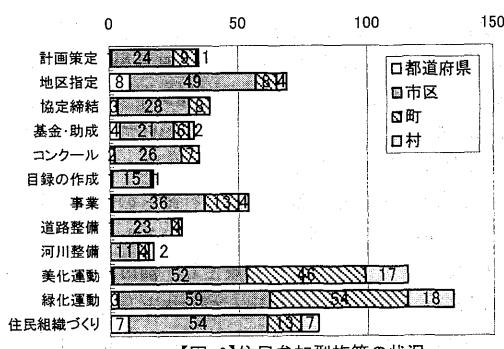
#### (2) 住民参加型施策の現状

次に、住民参加型景観施策の実態について調査結果を示す。(1)で述べた施策タイプのうち、住民参加型で推進しているものについて回答を求めたところ、「美化運動」「緑化運動」の 2 つの施策タイプの回答が、116 (無回答を除いた 265 (都道府県 17、市区 129、町 90、村 29) の回答中 44%)、134 (51%) と特に多い【図-3】。これら「運動型」の施策においては、住民の参画は必要不可欠ともいえ、妥当な結果と推察される。一方、(1)で回答数の多かった「計画策定」は、住民参加型での推進は 35 (13%) と低くなっていることが分かる。さらに「地区指定」は 69 (26%)、「住民組織づくり」は 81 (30%) との回



【図-2】景観施策の種類と動向

【表-2】最も効果的と考えられている施策						
施策タイプ	計画策定	地区指定	協定締結	基金助成	コンクール	目録作成
回答	56(16%)	41(12%)	15(4%)	9(3%)	0(0%)	0(0%)
事業	35(10%)	18(5%)	7(2%)	34(10%)	54(15%)	21(6%)



【図-3】住民参加型施策の状況

答結果が得られている。(1)では「住民組織づくり」に該当する回答は 114 であったことから、約 30 の自治体では住民参加型で推進しているとは考えておらず、行政主導型で住民の組織づくりを行っているといえよう。

#### (3) 住民参加の効果と問題

ここでは、これら住民参加型施策の効果について如何に考えられているか、その回答結果について示す【図-4】。まず、参加型施策の効果として最も回答の多かったのは「住民の景観意識の向上」187 (無回答を除いた 264 回答中 71%) であった。2 番目に多い「緑化の促進」125 (47%) に比べても、その回答率の高さが理解できよう。さらに「地域コミュニティの醸成」が 115 (44%)、「市民団体等での美化活動の継承」が 111 (42%) と続いている。一方、「効果なし」は 2 回答のみであり、住民参加型施策の効果がないとはほぼ総じて考えられていない。また回答率の高かった意識面での効果に対し、物理的空間的な効果に目を向けると、「街並みの統一」が 82 (31%) と比較的高い。しかし、行政が主導的に計画・発注を行う橋

などの「公共的建造物のデザイン性の向上」については 22 (8%) と低く、参加型施策としての効果はあまり認識されていないことが分かる。次に、これら施策を通じて、景観まちづくり行政全体に対する住民参加の効果・問題点についての回答結果を示す。まず、住民参加の効果として最も回答が多かったのは「住民と行政の信頼関係が築ける」の 182 (52%)、次いで「施策の実効性を増加させる」が 158 (45%) であった【図-5】。さらに「生活感あふれる景観形成を実現できる」が 87 (25%) で、これとほぼ同値で「行政が知らない地域の魅力を知ることができる」が 85 (24%) と続いている。さらに、ここでも住民参加を「効果はない」とする回答は 4 件のみであり、住民参加が景観行政全体にとって何らかの効果をもたらすことについては、自治体は十分に認識しているといえよう。しかし、「施策のデザイン的要素を向上させる」については 15 (4%) とかなり低く、前述した結果と合わせてデザインに対する効果は認識が低い。

一方、住民参加の問題点に対する回答結果を示す【図-6】。まず最も多かったのは「合意形成に時間がかかりすぎる」で 162 (46%)、「住民の参加が消極的」も 150 (43%)

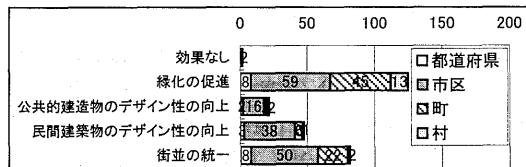
もの自治体から回答が得られた。これらの回答は参加者数の増減に関係し、一見して相反する問題提起のようにも思えるが、これら 2 つの回答に両方とも該当した自治体は約半数の 84 あり、単に参加者数の問題ではなく、その質的な問題と看取できる。また「苦情ばかり述べられる」も 72 (21%) の回答が得られ、施策費用等に比して、参加の問題点は主に住民との対話プロセスに依拠していることが分かる。一方で、効果として認識が低かったデザイン面については、問題点の「施策のデザイン的要素を低下させる」の回答が 5 件と極端に低く、住民参加によってデザインの質が下がるとは考えられていない。

#### (4) 住民参加型でない施策の効果・問題点について

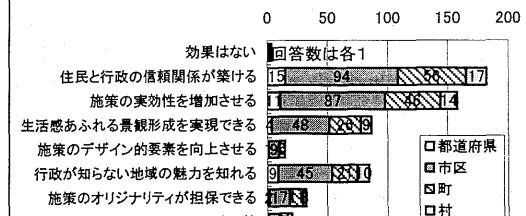
本調査では、(1)で設定した施策タイプのうち、住民参加型として該当しなかった施策の効果についても回答を求めている<sup>(5)</sup>。回答数は参加型より 34 少ない 231 (都道府県 25、市区 113、町 72、村 21) であり、住民参加型とは考えられていない施策タイプの集計結果は【図-7】の通りである。これより、参加型の施策タイプ【図-3】に比べ、「計画策定」が 139 (60%) と特に多く、「基金・助成」についても 74 (32%) と比較的高くなっていることが分かる。さらに、参加型施策として回答の多かった「緑化運動」「美化運動」は 71 (31%)、67 (29%) と、どちらも低くなっている、「住民組織づくり」も 32 (14%) にとどまっている。また参加型に比べ、「道路整備」「河川整備」「事業」の回答が多く、特に町の回答率が高い。

次に、これら住民参加型ではない施策の効果についての回答結果を示す【図-8】。参加型施策では「住民の景観意識の向上」が回答として最も多かったのに対し、ここでは「行政における景観意識の向上」 92 (40%) が最も多い。「住民の景観意識の向上」も 87 (38%) の回答で 2 番目に多いが、参加型では 187 回答 (71%) であったことと比較しても、かなり低くなっていることが分かる。次に「緑化の促進」が 81 (35%)、「街並みの統一」が 65 (28%) と続いているが、回答率としては参加型施策より低い。一方、参加型で回答率の低かった「公共的建造物のデザイン性の向上」が 58 (25%) と高くなっていることが分かる。これとは反対に、参加型では約 40% あった「地域コミュニティの醸成」「市民団体等での美化活動の継承」が、17 (7%)、30 (13%) と低くなっている。

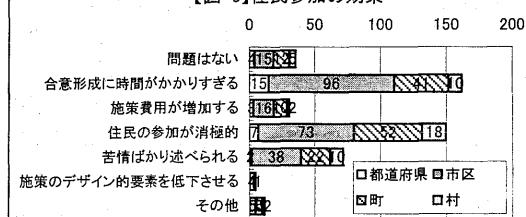
最後に住民参加型でない施策の問題点について、自由記述による回答を求めたところ、参加型との比較に関しては「住民参加型であれば、施策実施後、住民が一定の評価を与えてくれるが、そうでない場合は事後の評価が住民間で異なる」、「苦情が多く、施設が壊れても、市対応のまづさの指摘が多く、自分たちのものという感覚が



【図-4】参加型施策の効果

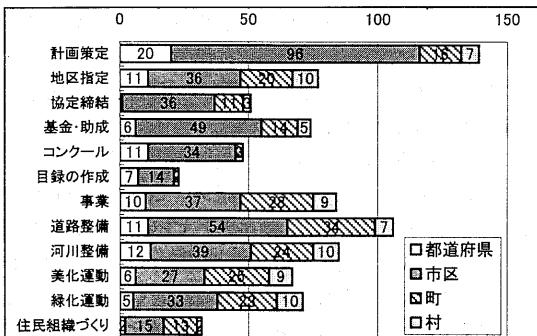


【図-5】住民参加の効果

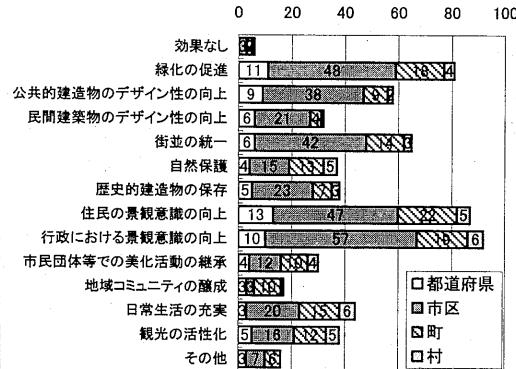


【図-6】住民参加の問題点

ない」、「迅速な処理が可能な反面、一部住民の「住民意向無視」という批判に対応できない」等が報告されている



【図-7】住民参加型でない施策の状況



【図-8】住民参加型でない施策の効果

【表-3】住民参加型でない施策の問題点

特にない、わからない(36自治体)	景観条例は先行しているがまちづくり協定等の住民協定等が今一步である
住民の理解、関心、意識、認知度の低さ(14自治体)	○○景といった景観指定に所有者の賛意が得られないことがある
住民意識が反映しにくい(5自治体)	景観条例の守つてもう基準を住民(主に業者)が、難色を示す場合がある
住民意識の向上が困難い(2自治体)	住民参加型であれば、施策実施後、住民が一定の評価を与えてくれるが、そういう場合は事後の評価が住民間で異なる
住民参加が少ない(2自治体)	行政から住民への押しつけとなってしまう場合がある
行政にやらされているという意識	行政が推進するため、住民が関心を示すことがない
行政から住民への押しつけとなってしまう場合がある	迅速な処理が可能な反面、一部住民の「住民意向無視」との批判に対応できない
行政が推進するため、住民が関心を示すことがない	財政困難による事業の縮小、中止
財政困難による事業の縮小、中止	進捗は早いが一方的となる可能性
市民の理解、コスト、維持管理	基本計画から具体的な施策への展開
施工費用及び維持管理費用の増大	景観維持への住民側取り組みの継続性
資金難(予算の削減)	行政政策に対する住民の反応がわからない
財政状況に左右される	目標とする効果を得られるまで時間がかかるなどだと思う
予算の確保	事業の経過、進歩状況が把握しにくい
景観に配慮した場合コスト高になる。国県補助事業が認められない(2自治体)	苦情が多く、施設が壊れても、市の対応のまづさの指摘が多く、自分たちの物という感覚がない
道路整備等の公共工事の景観的経費に補助対象外で、景観的グレードアップに当たる事業費に限りがある	新規地域への施策展開が難しい、地区住民の理解を得ることが難しい
住民の合意形成が得られにくい	河川道路など国や県の公共事業では住民の意見や要望を反映する機会が皆無である。
思ったように実行されず、合意形成がなされていない	後の維持管理に協力が得られない
担当者の意識に成果が大きく影響される	マネリ化しており新たな施策の検討が必要
行政職員の景観に対する意識啓発を図る必要がある	整備の広がりが無く、1つの事業で終わる(道路だけきれいいいになる)
行政としての総合調整が機能していない	建物単体への行政指導となり町並全体の方針をにらんだ景観誘導となり得ていない
住民への周知が図られていない。緩割り行政のため、トータルの運用ができない	
景観形成の意識が行政の中に留まってしまっては実際の効果はない	

る【表-3】。さらに「道路整備等の公共工事の景観的経費は補助対象外で、景観的グレードアップに当たる事業費に限りがある」など、景観配慮に対する補助体制の未成熟さもいくつか指摘されている。

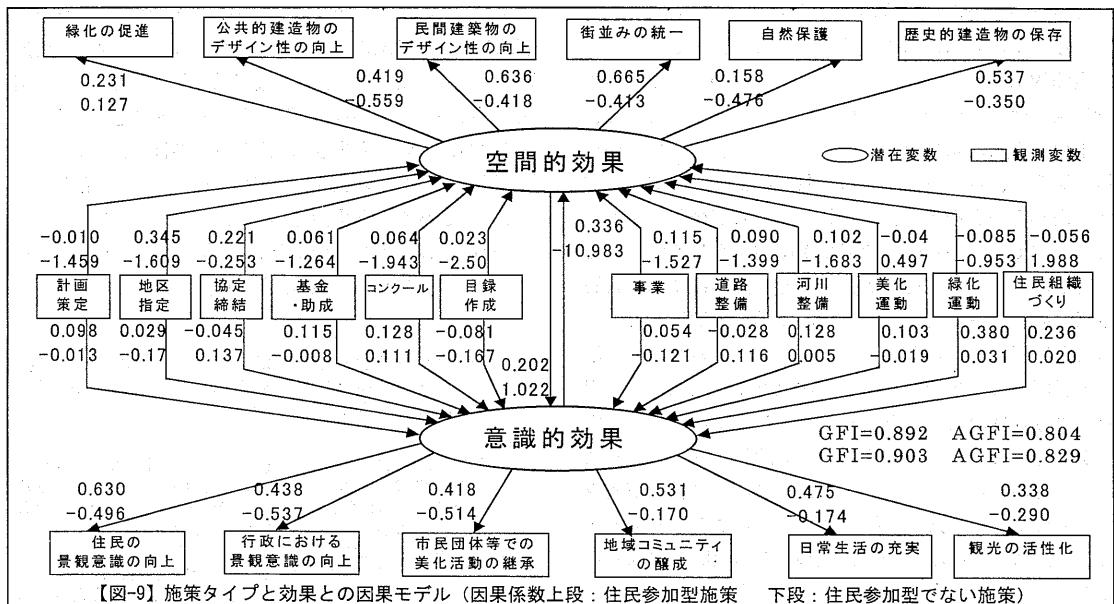
#### 4. 因果モデルに見る住民参加型景観施策の可能性

##### (1) 住民参加の有無と施策効果との因果構造

以上までに見た施策の効果に対し、施策タイプと住民参加の有無はいかなる影響を及ぼしているのであろうか。ここでは共分散構造分析によって、その因果構造をモデル化し、参加型施策と参加型でない施策の比較考察を行う。共分散構造分析は、様々な現象の構成概念や要因間の因果関係を調べるために、価値意識やイメージといった直接観測することのできない潜在変数と、多くの観測変数の同時設定を可能とし、変数相互の関係性を計量化できる性質を持っている<sup>7)</sup>。具体的には、前述した施策に対する効果の認識を潜在変数、以上までに見た施策タイプ、住民参加の効果についての回答項目を観測変数として設定し、参加の有無が及ぼす施策効果への影響について、因果モデルを同定する。

同定された住民参加型の施策タイプとその効果との因果モデルを示す【図-9(因果係数上段)】。適合度指標であるGFI値は0.892、AGFI値は0.804であり、モデル全体の統計的有意性は高い<sup>⑥)</sup>。以下にその因果関係について考察する。まず参加型景観施策によって認識される物理的な「空間的効果」は、因果係数0.665の「街並みの統一」、0.636の「民間建築物のデザイン性の向上」、さらに0.537の「歴史的建造物の保存」の共通因子としてその関係性の強さが示されている。一方、人の内面や行動に関する「意識的効果」では「住民の景観意識の向上」に対し0.630と高く、次いで「地域コミュニティの醸成」が0.531と関係の強さが示されている。さらにこれら2つの効果に影響する施策タイプとして、「空間的効果」に対しては「地区指定」からの因果係数が0.345と最も高い。その他「協定締結」からの因果係数が0.221、「事業」が0.115である以外、他の因果係数は0.0以下であり、因果関係の低さが示されている。これらの結果から、参加による地区指定や協定などの制度的景観施策が都市景観形成にとって有効であることが明らかといえよう。

これに対し「意識的効果」では、「緑化運動」からの因果係数が0.380と最も高く、次いで「住民組織づくり」からが0.236と因果関係の高さが示されている。景観を巡る住民意識の向上やコミュニティの醸成には、住民運動的な施策が効果に繋がりやすいことが明らかといえる。さらに「空間」「意識」の2つの効果に介在する因果係数を見ると、「空間的効果」から「意識的効果」への係



【図-9】施策タイプと効果との因果モデル（因果係数上段：住民参加型施策 下段：住民参加型でない施策）

数は 0.202、「意識的効果」から「空間的効果」への係数は 0.336 と、双方向で正の因果を持ち、特に意識から空間への因果連鎖が強い。これより、参加型景観施策による空間と意識の相乗効果が確認され、特に意識的効果が促進されることで、より空間的効果が促進されることが明らかとなった。

次に、住民参加型でない施策タイプと施策の効果との因果モデルを示す【図-9（因果係数下段）】。適合度指標である GFI 値は 0.903、AGFI 値は 0.829 であり、モデル全体の統計的有意性は高い。まず「空間的効果」<sup>(7)</sup>に関する深い観測変数では、「公共的建造物のデザイン性の向上」への因果係数が-0.559、「自然保護」-0.476 と、どちらも負の値が示されている。一方「空間的効果」に対して因果関係の最も強い施策タイプは、「目録作成」からが-2.50 であり、同様に負の因果係数が観測されている。これは目録作成等の施策が増加することで、公共的建造物のデザインや自然保護への空間的効果が負×負=正の因果係数を持ち、その効果をより向上させる因果連鎖を示している。しかし「住民組織づくり」は 1.988 と正の強い因果係数を持ち、住民参加型でない住民組織づくりの増加は正×負=負の係数となるため、上記効果を低下させる働きがあることを因果モデルは示している。

一方「意識的効果」においても「行政における景観意識の向上」が-0.537、「市民団体等での美化活動の継承」が-0.514 と、空間的効果と同様、負の因果係数が観測されている。これらの「意識的効果」に影響する施策タイプの因果係数は、「空間的効果」に比べ相対的に低いものの、「地区指定」からが-0.170、「目録作成」からが-0.167

と負の値を示している。これより、負×負=正の因果係数であることから、参加型でない地区指定や目録作成が増加することで、行政における景観意識や美化活動の継承が向上していくことを因果モデルは示している。

しかし「空間的効果」と「意識的効果」に介在する因果係数は、空間から意識への因果係数が 1.022 で正の値を示しているのに対し、意識から空間へは-10.983 と、正負逆の因果関係が観測されている。前述したとおり「空間的効果」「意識的効果」から各観測変数への因果係数はどちらもほとんど負であったことから、「意識的効果」が促進されることで「空間的効果」は促進されるが、逆に「空間的効果」が促進されると、「意識的効果」は低下していく因果連鎖が把握される。これは目録作成等、参加型でない施策による景観整備が進むことで、直接的には前述した公共建築物のデザイン性の向上や自然保護が達成される一方、間接的には行政の景観に対する問題意識や、市民の美化活動への関心が低下していくことを示している。前述した参加型景観施策の空間と意識との双方の影響に比べ、住民参加型でない景観施策の推進は、人々の意識から遠ざかる、いわゆる「空間の一人歩き」に繋がる可能性を含んでいるといえよう。

## (2) 景観の公共性を視点とした参加型景観施策の可能性

景観まちづくり施策における住民参加の有無を巡り、参加型施策においては、街並みの向上や民間建築物のデザイン等の空間的効果と同時に、住民の景観に対する意識との相乗効果が把握されていた。これに対し、参加型でない施策では、公共的建造物のデザイン等の空間的効果や、行政の景観意識の向上に繋がる意識的効果が観測

される反面、空間への景観的影響が、意識として積極的に結びつかない（ある種、他人事のように感じられる）「空間的効果の一人歩き」が看取されていた。これらの考察結果は景観の公共性という視点を持ち出すことで、以下のような解釈を可能とする。まず、参加型でない施策の展開は、行政自体によって景観の公共性を規定し実践に向かう姿勢を示し、その結果、自らが公共のものとして規定できた範囲内での成果が明確にされやすい（橋や自然環境といった比較的公共性を位置づけやすい景観領域への効果や、行政自らの意識的効果が把握されていることは既に述べたとおりである）。これに対し参加型施策の展開では、景観の公共性を住民との合意によって規定しなければならないという多大な労力を要す一方、行政が規定しにくい私的空間への公共的景観価値を明確にできるといえる（民間建築物によって構成される街並みや、住民意識への影響が把握されていたことも既に述べている）。すなわち、住民が景観づくりの実践に参加することで、自らが生活する空間やその意識の中に、景観を自分のものとして獲得し、その公共性について認識が促されていくとも換言できよう。前述した参加の問題点としてあがっていた住民意識の消極性など、普段住民が景観の公共的価値について意識することは少ない。しかし、景観の中に住民が生活し、その生活上の振る舞いが景観の重要な要素であることを住民自身が認識するには、やはり住民が自ら景観づくりに参加することしか不可能であろう。前章までに得られた参加の効果からも、景観づくりへの住民の参加は、前述した空間と意識との繋がりと共に、生活環境や施策に対する住民、行政双方の見解を互いに浸透させる可能性を有している。多くの公共空間を対象化し、公私の空間的繋がりを内包する景観概念は、はじめに述べた現在求められる公共性のあり方を模索する鍵として、有効であるといえるのではなかろうか。

## 5. 結論

本研究の成果を以下にまとめる。

- ①地方自治体を対象とした景観施策に関するアンケート調査の単純集計結果から、施策の全体的動向として、緑化・美化運動、景観形成基本計画の策定等が多いなどの現状が明らかとなった。さらに住民参加型の景観施策では、住民の景観意識の向上を促す等の効果が強く認識されているのに対し、デザインの質を巡る効果については未だ認識の低いことが明らかとなつた。
- ②因果モデルより、参加型施策においては街並みや民間建築物のデザイン性の向上といった空間的効果と同時に、住民の景観に対する意識との相乗効果が把握された。

- ③参加型でない施策では、公共的建造物のデザイン等の空間的効果や行政の景観意識の向上に繋がる意識的効果が観測される反面、空間への景観的影響が意識として積極的に結びつかない（ある種他人事のように感じられる）「空間的効果の一人歩き」に繋がる可能性が抽出された。
- ④住民、行政双方の生活環境や施策に対する見解を互いに浸透させる参加型景観施策の可能性について考察し、現在求められる公共性のあり方を模索する鍵として、景観概念が有効であることを示唆した。

## 謝辞

本研究の一部は平成12年度大林都市研究振興財團の研究助成を受けた。さらにアンケート調査では多くの自治体職員の方々に御協力を頂いた。ここに記して感謝の意を表します。

## 補注

- (1) 斎藤は文献2)において、景観・デザインに対する住民参加を巡る合意形成論について、研究実績の少なさについて言及している。さらに柴田らは文献3)の中で近年までの景観研究に、参加の現場で多く見られる住民との対話を中心とした論説が少ない点について指摘している。
- (2) 自治省(現総務省)によると、まちづくり条例を制定している地方公共団体は669団体(都道府県43団体、政令指定都市11団体、市区町村615団体)で、条例数の合計は1,080(都道府県108、政令指定都市38、市区町村934)という結果が出されている(総務省ホームページ <http://www.mha.go.jp/machi/seitei.html>)。本研究で行った調査対象自治体は、自治省より頂戴した調査結果リスト、さらに「都市景観の日」実行委員会による「都市景観形成に関する主な条例の一覧」より作られた景観条例一覧(造景No.20、建築資料研究所、p76,1999)等を参考し選定している。
- (3) 選択肢の内容については、文献4)、5)並びに自治大臣官房地域政策室「まちづくり条例に係る調べ(自治政第37号、2000.5.17)」等を参考し選定した。
- (4) 文献6)において小出は、近年のまちづくり条例に景観が大きなウェイトを占めている状況を報告し、「景観まちづくり」について言及している。
- (5) 3.(1)で回答された施策中、参加型として選択されなかった施策について集計を行い、これら参加型と考えられなかつた施策の効果に対して参加型と同様の追加質問を行った。
- (6) 本研究では施策タイプと効果の違い、さらに後に述べる住民参加型でない施策タイプとの違いを明確にすることを主眼としているため、影響の度合いと性質を示す因果係数が低い観測変数を敢えてそのまま残している。なおモデル中の因果係数は分散を1に標準化した標準化係数であり、ある観測変数から潜在変数を介した観測変数への影響はそれぞれの因果係数を乗じた値で示される。(詳細は文献7)参照)
- (7) 観測変数への因果係数はほとんど負であり、「負の効果」ともネーミングできるが、本調査では明確に、施策の「効果」について回答を要請しており、意識データの性質に施策のマイナス効果が表れているとは考えにくい。さらにここでの主眼が、参加型施策の効果と参加型でない施策の効果との比較考察にあり、参加型施策効果の因果モデルとの整合性を重視し、「空間的効果」とネーミングしている。

## 参考文献

- 1) 林泰義(2000)『「新しい公共」概念が開く世界』、「市民社会とまちづくり」、p3,ぎょうせい
- 2) 斎藤潮(2000)「景観・デザイン」、都市計画 227,p75-80
- 3) 柴田・土肥(2001)「目的別研究系譜図からみた景観論の変遷に関する考察」、土木学会論文集IV、No.674/IV-51,p99-111
- 4) 轟・中村・木下・藤(1995)「農村地域における自治体の景観施策に関する基礎的研究」、ランドマーグ研究 Vol62(5), p241-244,
- 5) 日経産業消費研究所(1994)「景観とまちづくり」
- 6) 小林重敬(1999)「地方分権時代のまちづくり条例」、p73、学芸出版社
- 7) 竹内・豊田(1992)「SASによる共分散構造分析」、東京大学出版社